

船舶事故調査報告書

平成30年1月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年7月6日 03時35分ごろ
発生場所	兵庫県姫路市姫路港 ^{しかま} 飾磨区 飾磨東防波堤灯台から真方位162° 1,800m付近 (概位 北緯34° 44.9′ 東経134° 39.6′)
事故の概要	漁船 ^{くにない} 邦栄丸は、北北西進中、錨泊中の貨物船 ^{ジア デ} JIA DEに衝突した。
事故調査の経過	平成29年7月12日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 JIA DE（パナマ共和国籍）、1,925トン 8989848（IMO番号）、JIA DE MARINE SHIPPING CO.,LTD B 漁船 邦栄丸、4.9トン HG3-35901（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A（ベトナム社会主義共和国籍）、締約国資格受有者承認証 船長（パナマ共和国発給） 甲板手A（中華人民共和国籍） B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷船尾部外板に擦過傷 B 右舷船首部が圧壊
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 1、視程 約4km 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長A及び甲板手Aほか9人（ベトナム社会主義共和国籍 2人、中華人民共和国籍7人）が乗り組み、船首を北東方に向けて左 舷錨を投下し、甲板手Aが船橋で守錨当直に当たり、法定灯火を表示 して錨泊中、その右舷船尾部にB船の右舷船首部が衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、板びき網漁の作業を終え、約9 ノットの対地速力で自動操舵により北北西進していた。 B船は、船長Bが、後部甲板で漁獲物の選別作業を行いながら、目 視で周囲の見張りを行い、右舷船首方にA船の灯火を初認したもの の、A船の船尾方を通過できるものと思い、同作業を続けていたとこ ろ、船首方至近にA船を視認して機関を全速力後進にかけたが、A船 と衝突した。
分析	A船は、姫路港飾磨区において法定灯火を表示して錨泊中、B船が 衝突したものと考えられる。 B船は、姫路港飾磨区において北北西進中、船長Bが、右舷船首方

	<p>に錨泊中のA船の灯火を初認したものの、後部甲板で漁獲物の選別作業をしていてA船に対する見張りを適切に行っていなかったことから、A船の船尾方を通過できるものと思って航行を続け、A船に衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、B船が、姫路港飾磨区において北北西進中、船長Bが見張りを適切に行っていなかったため、錨泊中のA船に衝突したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・航行中は、他のことに没頭することなく、常時適切な見張りを行うこと。